

# あま市生活困窮者就労準備支援事業業務及び あま市生活困窮者家計改善支援事業業務受託候補者選定審査結果報告書

令和6年6月6日

あま市生活困窮者就労準備支援事業業務及び  
あま市生活困窮者就労準備支援事業業務  
プロポーザル審査委員会

平成30年の生活困窮者自立支援法改正により、生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業の実施が努力義務化され、令和6年度以降の同法改正でも両事業の必須事業化が検討されている。

本市においても、両事業を引き続き実施し、生活困窮者支援の充実化を図る必要がある。この二つの事業を委託により実施するにあたり、その選定については、会社の信頼性、業務理解度、提案力、技術力等を評価対象とする公募型プロポーザル方式を採用することとした。

これに伴い、あま市生活困窮者就労準備支援事業業務及びあま市生活困窮者家計改善支援事業業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、受託候補者選定の審査を行った結果を次のとおり報告する。

記

## 1 審議経過

内 容	日 時
第1回審査委員会（評価基準策定、実施要領の決定）	令和6年4月2日
実施要領等の公表	令和6年4月8日
質疑受付締切	令和6年4月16日
質疑への回答（質疑なし）	令和6年4月22日
参加意向申出書等提出期限	令和6年4月30日
参加資格審査結果発表（通知）	令和6年5月7日
企画提案書等提出期限	令和6年5月20日
第2回審査委員会（プレゼンテーション及びヒアリング）	令和6年5月28日
結果発表（公表・通知）	令和6年6月6日

## 2 受託候補者選定の方針

生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業を一体的に実施するに当たり、より質の高い生活困窮者の相談支援体制を整備することが求めら

れる。そのため、受託候補者選定方式については、会社の信頼性、業務理解度、提案力、技術力等を評価対象とするプロポーザル方式を採用し、公募型により実施することとした。

### 3 審査方法

審査としては、参加意向申出書を提出した者の参加資格要件について、社会福祉課が審査を行った。審査委員会では、企画提案書に関するプレゼンテーションを実施し、参加者に対するヒアリングにおいて、各委員が評価基準に基づく質疑を行い、見積書を基に見積額による評価を行うこととした。

### 4 提出書類

- (1) 参加意向申出
  - ①参加意向申出書
- (2) 企画提案
  - ①企画提案書
  - ②業務実施体制等
- (3) 見積書及び内訳書

### 5 評価基準

- (1) 参加資格要件
- (2) 企画提案書等評価
  - ①企画提案評価
  - ②費用評価

### 6 プロポーザル参加者

1 者

### 7 審査内容

参加意向申出書を提出した者の参加資格要件について、社会福祉課が審査を行った。

審査委員会は、参加資格要件のある者のうち企画提案書等を提出した者についてプレゼンテーションを実施し、企画提案書の内容に関わる評価項目に基づくヒアリングを行い、提案内容、事業者の実績及び費用について評価し、受託候補者を特定した。

### 8 審査結果

参加者	企画提案評価	費用評価	合計
A社	394/450 点	50/50 点	444/500 点

## 9 受託候補者

一般社団法人あいち福祉振興会

## 10 審査委員会委員

	氏 名	職 名
委員長	伊藤 義剛	副市長
委員	徳永 増美津	福祉部長
委員	国立 強志	社会福祉課長
委員	石川 正司	障がい福祉課長
委員	菱田 基久	高齢福祉課長